

大阪市の市民活動推進施策

1 地域課題や活動について知る機会

- (1) 市民活動に役立つ資源情報の発掘・収集・発信
(WEBサイトの再構築及びオープンデータ化等) 1

2 学び成長する機会

- (1) 地域活動協議会の形成・運営支援 3
 (2) 市民活動に関する総合相談・情報提供窓口の設置 5
 (3) CB/SB促進への支援
(講座、モデル事業サポート、普及啓発等による促進) 6
 (4) 市民活動への助成金事業の運営
(企業等からの寄附活用による市民活動支援) 7
 (5) 社会的ビジネス化の促進(本市事業の見直し再構築の検討等) 8
 (6) 地域公共人材の養成及び人材バンク運営 8
 (7) 地域公共人材派遣による市民活動支援 10

3 つながりが生まれる環境

- (1) 各区役所における「人と人とのつながりづくり」の取組 11
 (2) 地域活動協議会の形成・運営支援 【再掲】 12
 (3) 市民活動の場の提供のあり方の整理 14
 (4) 活動主体間の連携促進
(相談窓口、業務間連携等による情報を踏まえた「交流の場」の設置等) 14
 (5) ICTの利活用による市民の行政参画の拡大
(シビックテックコミュニティの形成支援及び各区との連携) 16
 (6) 企業との連携拡大
 ①企業との包括連携協定(3企業)、及び、各区における企業連携促進への支援 . . . 17
 ②企業とのクリック募金等(7企業)による企業連携 18
 (7) 社会的ビジネス化の促進(本市事業の見直し再構築の検討等) 【再掲】 19

4 活動状況に応じて適切な地域資源をつなぎあわせる機能

- (1) 地域活動協議会の形成・運営支援 【再掲】 20
 (2) 市民活動に関する総合相談・情報提供窓口の設置 【再掲】 22
 (3) 地域公共人材派遣による市民活動支援 【再掲】 23

5 活動が認知、顕彰される環境

- (1) 市民活動への助成金事業の運営
(企業等からの寄附活用による市民活動支援) 【再掲】 24
 (2) CSOアワード大阪市長賞(市長賞を通して、活動を認知、顕彰) 24
 (3) 寄付者への感謝状贈呈式(感謝状を通して、社会貢献活動を認知、顕彰) 25

大阪市の市民活動推進施策

◆ 1 地域課題や活動について知る機会

(1) 市民活動に役立つ資源情報の発掘・収集・発信（WEBサイトの再構築及びオープンデータ化等）

目的	市民活動を進める誰もが、活動を進めるうえで必要な情報を容易に取得できるよう実施
施策（事業） 概要	<p><内容></p> <p>1 情報の発掘・収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口における相談支援や情報提供の業務の実施に役立てるため、市民活動団体等（以下「団体等」という。）や社会貢献活動に取り組む企業、大阪市域で活動する中間支援組織と連携し、市民活動に役立つ資源情報を機能的に発掘・収集する。 ・ICTを活用するなどにより、新しい情報をタイムリーかつ効率的に収集、蓄積するとともに、支援情報や資源情報等が有効に活用された事例の紹介などにより、団体や企業の情報提供及び資源提供の意欲が増すよう工夫する。 <p><取り扱う項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆大阪市域で活動する団体の情報 <ul style="list-style-type: none"> ・団体に関する基礎情報（団体名称、所在地、活動内容、Web サイト URL 等） ・イベント・講座情報 ・ボランティア募集情報 ◆大阪市域で活動する、社会貢献活動に取り組む企業に関する基礎情報 ◆市民活動を進めるうえで役に立つ支援制度や資源に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・講座 ・人材 ・物資 ・場所 ・助成金 ・行政（本市・府・国）が実施する市民活動への支援制度 ・中間支援組織が実施するさまざまな支援情報 ◆団体等の抱える課題やニーズ <ul style="list-style-type: none"> その他市民活動に役立つ情報 <p>2 市民活動に役立つ資源情報の発信</p> <p>上記1で収集した「市民活動に役立つ資源情報をわかりやすく発信する。</p> <p>ア 「市民活動に役立つ資源情報」を発信する web サイトの構築・運営（大阪市市民活動総合ポータルサイト）</p> <p>市民活動に関するあらゆる情報が集まり、発信できるサイトの構築・運営を行う。</p> <p>イ その他媒体による「市民活動に役立つ資源情報」の発信</p> <p>メールマガジン(月2回)や SNS(随時)、ボランティア・市民活動情報誌等の紙媒体を利用し、webの利用が難しいユーザーへ情報発信を行う。</p>
実績・評価	<p>【平成 28 年度の実績】</p> <p>ア 大阪市市民活動総合ポータルサイトの概要</p> <p>WordPress をベースとして構築した CMS(コンテンツ・マネジメント・システム)であり、行政のもつ信頼度や看板力と、各中間支援組織の強みを合わせもった「大阪の共有財産」として活用できるサイトを構築し、運営した。</p>

(コンテンツ一覧)

コンテンツ名	内容
ボランティア・イベント情報	ポータルサイトに登録している市民活動団体が発信するボランティア募集情報、イベント開催の情報
団体情報	ポータルサイトに登録している市民活動団体の基礎情報 Facebook、TwitterのSNSと連動し、タイムラインを表示することができる
資源の提供情報	登録団体や企業が提供する市民活動に役立つ各種資源に関する情報
助成金情報	市民活動に役立つ助成金に関する情報
講座情報	中間支援組織や行政機関などが行う、市民活動に関する講座等の情報
社会課題と市民活動	大阪市内における社会課題の現状についてデータを用いて説明した記事を掲載し、その課題の解決に取り組んでいる市民活動団体の紹介
企業×市民活動 コラボのススメ	企業の社会貢献活動と市民活動団体との連携・協働により、新たな形での活動やこれまでにない成果が生まれた事例などを紹介する記事を掲載
イケてる！市民活動☆ミニレポート	大阪市内の市民活動団体の特色ある取組事例や、市民活動団体同士の連携・協働事例、ポータルサイト掲載情報を活用した好事例を紹介する記事を掲載
行政からのお知らせ	市民活動に関する行政機関からの支援制度の情報や、公的施設等に関する情報を掲載
交流会のお知らせ	大阪市域で行われている様々な交流の場に関する情報を掲載

・webサイトのアクセス件数【目標値：120,000以上/年】 138,333件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
月計	17,377	14,635	12,930	13,544	11,928	10,375
累計	17,377	32,012	44,942	58,486	70,414	80,789
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月計	12,112	11,097	8,687	9,083	8,645	7,920
累計	92,901	103,998	112,685	121,768	130,413	138,333

イ 資源情報の発信件数【目標値：200件/年】 879件

発信した資源情報内訳

情報名	件数	発信回数
市民活動に役立つ情報	550	695
市民活動団体の活動に役立つ情報	124	212
企業等の社会貢献等に役立つ情報	111	111
資金獲得に関する情報	94	113
その他	0	0
合計	879	1,131

◆2 学び成長する機会

(1) 地域活動協議会の形成・運営支援

目的	市民による自律的な地域運営の実現
施策(事業)概要	<p>1 形成状況</p> <p>(1) 意義</p> <p>校区等地域を単位として、地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な市民活動団体が幅広く参画し、<u>民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど様々な分野</u>において、地域課題に対応するとともに地域のまちづくりを推進することを目的として形成された連合組織</p> <p>(2) 認定要件（補助金交付にあたって区長が認定）</p> <p>ア 防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境及び文化・スポーツの分野において、広く住民全般を対象として市民活動を包括的に行うことを目的としていること。</p> <p>イ 地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な市民活動団体が参画しており、また、参画する機会が保障されていること。</p> <p>ウ 校区等地域におけるアに記載する市民活動を行う唯一の組織であって、当該市民活動を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること。</p> <p>エ 事業計画などの活動内容を自ら企画立案し、実践していること。</p> <p>オ 総会その他の議決機関の構成員の選任、事業計画等運営上の重要な事項の議決機関による決定など組織や事業の運営が民主的に行われ、その透明性が校区等地域内の住民全体に確保されていること。</p> <p>カ 次に掲げる活動をしていないこと。</p> <p>(ア) 営利を目的とする活動</p> <p>(イ) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動</p> <p>(ウ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動</p> <p>(エ) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動</p> <p>2 支援</p> <p>(1) 地域活動協議会補助金</p> <p>ア 活動費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動協議会のもとで行われる公益性のある活動に対する補助については、その活動の公益性や使途、成果をチェックすることを前提に、活動内容を限定せずに補助限度額を提示し、具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねることとする。 ・市(区)は公益上の必要性をチェックのうえ補助 ・区長は、「防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツ、その他区長が必要と考える分野」から、校区等地域の実情に応じて、指定分野を決定する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・区長が校区等地域ごとに指定する分野は、必ず活動を実施しなければならない。 (具体的な活動内容は地域の裁量) ・補助率は50% (補助限度額は、区長が予算の範囲内で決定) <p>イ 運営費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動協議会の運営経費(物件費や事務局の人件費)を対象として補助。詳細は各区要綱で規定 ・補助率は100% (活動費補助金の交付額に応じて補助限度額あり) <p>ウ 平成29年度補助金予算額 758,343,000円</p> <p>(2) 中間支援組織による支援 (新たな地域コミュニティ支援事業)</p> <p>ア 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活力ある地域社会づくりに向けて、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、校区等地域におけるさまざまな地域課題に取り組めるよう、中間支援組織を活用し、自律的な地域運営の仕組みづくりを支援 ・それぞれの区において、地域実情に応じた中間支援組織に委託し、区からの密接な指示命令系統のもと、各地域活動協議会の状況に応じた効率的かつ効果的な支援を実施 (東淀川区及び旭区は非常勤嘱託 (地域づくりアドバイザー)) <p>イ 支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動協議会の形成支援 ・地域活動協議会の自律運営にかかる支援
実績・評価	<p>1 形成数 325地域 (平成28年4月1日現在)</p> <p>2 構成団体の状況 地域活動協議会1つ当たりの団体数 (平均) 全構成団体数 22.80 (内訳) 地域団体等 (PTA除く) 20.32 / PTA 1.27 / NPO 等非営利団体 0.17 学校・福祉施設等 0.74 / 企業・事業者等 0.31 (新たな地域コミュニティ支援事業事業者評価 (28年度中間) (東淀川区除く))</p> <p>3 広報媒体の状況 実施している地域活動協議会数 (308地域活動協議会中) 掲示板 307 / 広報紙等 225 ホームページ 67 / ブログ 56 / フェイスブック 102 / ツイッター 7 (新たな地域コミュニティ支援事業事業者評価 (28年度中間) (東淀川区除く))</p>

(2) 市民活動に関する総合相談・情報提供窓口の設置

目的	市民活動を進める誰もが、必要なときに適切な支援を受けることができるよう実施												
施策(事業)概要	<p>1 「常設相談窓口」及び「出張相談窓口」の設置</p> <p><内容></p> <p>①あらゆる市民活動における課題全般に関する相談や問合せに応じ、かつ「市民活動に役立つ資源情報」を活用し、相談内容に応じて課題解決に役立つ各種施策等の情報提供を行うとともにボランティア等の需給調整、事案に応じた適切な相談窓口への紹介を行う。</p> <p>②CB等の起業を志す市民や活動中の事業者などからの相談・問合せに応じ、また、CB事業に関する初期段階のサポート(事業コンセプトづくりプランニングなど)も行う。</p> <p>③CB相談におけるより高度な専門的支援が必要な場合は「CB専門家相談窓口」(後述)につなげる。</p> <p>④継続的な支援が可能となるよう相談カルテを作成し経過の整理を行う。</p> <p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市域で市民活動を行う又は支援する者及び団体 ・大阪市域で活動する企業 <p>2 CB専門相談窓口の設置及び対応</p> <p><内容></p> <p>①総合相談窓口でのCB相談の結果、必要に応じて専門相談を行う。相談の際は適切な資格を有した専門家を対応させる。</p> <p>②専門相談については、相談者の希望によって行うのではなく、本会が必要を見極めて調整を行い、極めて高度な案件などについては、大阪産業創造館、コミュニティビジネス等促進事業等の他のサービスに適切につなげる。</p> <p>③継続的な支援が可能となるよう相談カルテを作成し、経過の整理を行う</p> <p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・CB等の起業を志す市民及び既にCB等を行っている事業者、並びに支援する者及び団体(対象外区あり。) 												
実績・評価	<p>【平成28年度実績】</p> <p>1 「常設相談窓口」及び「出張相談窓口」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設相談窓口 相談件数 312件 相談団体(個人を含む)数 244件 ・出張相談窓口 実施回数 年10回 利用件数 19件 <p>2 CB専門相談窓口 実施回数 年25回 相談区分内訳</p> <table border="1" data-bbox="376 1839 1246 1928"> <thead> <tr> <th>法人会計</th> <th>組織運営</th> <th>資金獲得</th> <th>登記</th> <th>労務管理</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>6</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>	法人会計	組織運営	資金獲得	登記	労務管理	計	5	6	12	1	1	25
法人会計	組織運営	資金獲得	登記	労務管理	計								
5	6	12	1	1	25								

(3) CB/SB促進への支援（講座、モデル事業サポート、普及啓発等による促進）

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動へのビジネス手法（コミュニティビジネス（CB）/ソーシャルビジネス（SB））の導入促進により、地域の雇用創出や地域経済の活性化を図り、多様化する課題に対し、担い手の最適化により効果的・効率的に公共サービスが提供される活力ある地域社会の実現を目的として、CB/SB（以下「CB等」という。）が地域で次々と生まれ成長できるよう支援する。
施策（事業）概要	<p>1 CB等促進事業</p> <p>① 市民活動団体向け講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年以上活動している市民活動団体を対象に、団体が抱える大きな課題である「資金調達」や「人材の育成・獲得」、「広報（情報発信）」についての講座を開催する。 <p>② 市民向け講座（入門編・実践編）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CB等に興味・関心がある方や起業を志す方等を対象に、CB等の基礎知識を学ぶ講座や現場体験講座、事業の実現や安定した運営の肝となる「事業計画」に関する講座を実施する。 <p>③ モデル事業サポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CB等のモデルとなりそうな事業アイデアを取り上げ、専門家と事務局（受託者）が事業プランをブラッシュアップし事業化へと導き、その過程をWEB等で見える化し、情報発信を行う。普及啓発業務 ・大阪市民へのCB等の普及啓発を目的とした専用ポータルサイト「おおさかコミュニティビジネス情報局」において、事例紹介等を行う。
実績	<p>【平成年 28 度実績】</p> <p>① 市民活動団体向け講座</p> <p>開催期間 7月15日～8月24日</p> <p>開催回数 3回</p> <p>参加人数 延べ58名</p> <p>② 市民向け講座</p> <p>入門編</p> <p>開催期間 8月27日～2月4日</p> <p>開催回数 6回</p> <p>参加人数 延べ79名</p> <p>実践編</p> <p>開催期間 9月2日～9月23日</p> <p>開催回数 4回</p> <p>参加人数 延べ30名</p> <p>③ モデル事業サポート</p> <p>2事業について6か月間寄り添い方のサポートを実施。</p> <p>④ 普及啓発業務</p> <p>学習コンテンツ作成（e-ラーニング）</p> <p>会計処理や法人格の取得に関する動画を掲載</p> <p>CB/SB事例紹介</p> <p>5事例（テキスト3事例、動画2事例）</p>

(4) 市民活動への助成金事業の運営（企業等からの寄附活用による市民活動支援）

目的	市民・企業等からの寄附金を活用して市民活動団体の公益的な活動を支援することで、自律的な市民活動の推進を図る。																																																
施策(事業)概要	<p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市区政推進基金（以下「基金」という。）を活用し、市民活動団体が行う公益的な事業に対して助成 <p><助成金の交付決定></p> <p>寄附金を活用した助成金の交付は「大阪市市民活動推進事業運営会議（※）」の審査を得て大阪市が決定</p> <p>※大阪市市民活動推進事業運営会議</p> <p style="padding-left: 20px;">登録団体の申請や、助成金の交付に関する意見を聴取</p> <p><助成金総額></p> <ul style="list-style-type: none"> ・470万円（平成29年度予算額） <p><助成限度額></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1事業100万円以内（対象経費総額の50%以内、千円未満切捨て） 																																																
実績・評価	<p>※市民活動推進助成事業への交付実績</p> <table border="1" data-bbox="320 842 1177 1352"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">年 度</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">交付決定額</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">決算額（円）</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">事業数</th> <th style="text-align: center;">金額（万円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成20年度</td><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">280</td><td style="text-align: right;">2,797,000</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;">250</td><td style="text-align: right;">2,500,000</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">350</td><td style="text-align: right;">3,378,000</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">317</td><td style="text-align: right;">2,855,000</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">200</td><td style="text-align: right;">2,001,000</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">274</td><td style="text-align: right;">2,711,000</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">231</td><td style="text-align: right;">2,207,000</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;">243</td><td style="text-align: right;">2,297,000</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">350</td><td style="text-align: right;">3,492,000</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;">458</td><td></td></tr> </tbody> </table>			年 度	交付決定額		決算額（円）	事業数	金額（万円）	平成20年度	7	280	2,797,000	平成21年度	8	250	2,500,000	平成22年度	7	350	3,378,000	平成23年度	7	317	2,855,000	平成24年度	4	200	2,001,000	平成25年度	6	274	2,711,000	平成26年度	4	231	2,207,000	平成27年度	8	243	2,297,000	平成28年度	6	350	3,492,000	平成29年度	8	458	
年 度	交付決定額		決算額（円）																																														
	事業数	金額（万円）																																															
平成20年度	7	280	2,797,000																																														
平成21年度	8	250	2,500,000																																														
平成22年度	7	350	3,378,000																																														
平成23年度	7	317	2,855,000																																														
平成24年度	4	200	2,001,000																																														
平成25年度	6	274	2,711,000																																														
平成26年度	4	231	2,207,000																																														
平成27年度	8	243	2,297,000																																														
平成28年度	6	350	3,492,000																																														
平成29年度	8	458																																															

(5) 社会的ビジネス化の促進（本市事業の見直し再構築の検討等）

目的	・社会的ビジネス化の促進により、地域課題への対応やニーズに的確に対応した効果的・効率的な事業が運営され、地域でのヒト・モノ・カネ・情報などの資源循環が生まれることを目的とする。
施策(事業)概要	・行政が実施責任を負うべき事務事業について、その担い手の最適化の観点から、コミュニティ・ビジネス (CB) やソーシャル・ビジネス (SB) として実施されるものを「社会的ビジネス」と位置付け、本市が既存の事務事業をもとに再構築した事務事業を委託する。
実績・評価	・平成 28 年度に新たに実施した社会的ビジネス効果が見込まれる事業（6 区 11 事業） ① 中央区；こどもと地域を結ぶ「きずな」活性化事業 ② 西淀川区；地域課題解決型「広報紙きりり☆にしよど」配布事業 ③ 東成区；地域課題解決型広報紙「ひがしなりだより」配布事業（5 事業） 東成区；私たちの街、東成もりあげ隊（たい）事業 ④ 鶴見区；地域課題解決型鶴見区広報紙「広報つるみ」配布事業 ⑤ 住吉区；安心して暮らせる地域づくりに貢献する「広報すみよし」配布業務 ⑥ 西成区；プレーパーク事業

(6) 地域公共人材の養成及び人材バンク運営

目的	・市民活動団体をはじめ様々な活動主体との多様な協働（マルチパートナーシップ）による活力ある地域社会づくりを進めるため、これらの活動主体と行政との間にたち、人と人、活動と活動をつなぐ役割を担う地域人材の充実をめざす。
施策(事業)概要	<p>1 地域公共人材養成プログラムの企画運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共人材に必要な知識・スキルを学ぶことができ、本事業に適した人材が集まるように工夫した養成プログラムの企画運営を実施する。 ・地域公共人材養成プログラム修了者には、地域公共人材バンク登録の申請を促す。 <p>2 地域公共人材バンクの運営</p> <p>① 地域公共人材バンクの管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共人材バンクへの登録の申請要件を公開し、人材を探して主旨を伝え勧誘するなど、登録希望者を広く募る。 ・本市の選考を経て、地域公共人材バンクに登録した地域公共人材の名簿を管理する。 ・登録時には、地域公共人材の個性、特長などがアピールできるよう、また、市民活動団体が希望しやすいよう、得意分野、活動希望エリアを聴取するなどの工夫を行う。 ・地域公共人材それぞれの派遣実績や学習会への参加実績等を記録し、活動実績を把握する。また、活動実績についてはホームページ等で公表する。 <p>② 地域公共人材へのスキルアップ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共人材が継続して学習し、地域公共人材としてのスキルを持続、発展させることができるよう、学習機会を提供する。 ・地域での活動を持ち寄って情報交換を行い、地域公共人材が今後の活動にあたって自発的な工夫を行うため、地域公共人材間の交流会などを実施する。 ・派遣にあたってリーダーを務めることのできる地域公共人材を中心に、自主的運営ができるような仕組みや体制を整える。

	<p>3 地域公共人材の活用促進に向けた情報発信業務の企画運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共人材活用促進事業を広く周知するため、また本事業を通じて、地域公共人材の充実及び地域の活性化に資する情報提供を行うために、ホームページの運営・管理を行う。 ・地域公共人材活用促進事業における活動実績及び学習会等の情報を大阪市市民活動総合ポータルサイトにおいても発信する。
実績・評価	<p>【平成 28 年度実績】</p> <p>1 地域公共人材開発事業のホームページ等の管理・運営 <u>総閲覧数（ビューアー数） 22,659 件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例配信をHPにて行うと同時に、facebook上において派遣情報の発信をリアルタイムに行い、新規の閲覧者を増やした。 ・HPのリニューアルを行い、情報配信をわかりやすくした。 <p>2 地域公共人材養成プログラムの企画運営</p> <p>① 地域公共人材養成プログラムの総合的な運営及び受講者・修了者の管理 受講者 24名 内 修了者 22名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場視察やグループでの話し合い、レポートとディスカッションがあったことから、参加者同士の情報交換が多くあり、特に現場見学と実践に近く・より効果的なファシリテーションスキルを習得できる養成プログラムを組み立てたことにより、地域公共人材に求められる役割や今後のイメージがより具体的になり、即戦力になりうる人材を育成できた。 ・最終プログラムのアンケートにおいて受講者全員（100%）の理解度が「大変理解できた・少し理解できた」との回答であった。 ・先輩地域公共人材との交流や現場見学等を通じて、地域公共人材がどのような役割を担っているのかを理解できる養成プログラムを実施した。 <p>3 地域公共人材バンクの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共人材バンク登録者の管理・運営及び学習機会の提供 バンク登録者 22名 学習会 4回開催 ・登録者間の交流の場を提供し、かつ自主的に活動をしていけるように学習会開催を支援するとともに、併せてこれまでの派遣内容を整理し、派遣制度を広く「情報共有」する仕組みを地域公共人材と話しあい、今後の地域公共人材内外で活用、自主的な運営へとつながる成果となった。

(7) 地域公共人材派遣による市民活動支援

目的	<ul style="list-style-type: none">・地域における市民活動の振興に向けて、課題抽出、それぞれの強みを活かせる活動主体間の連携・ネットワークづくり、地域や社会の資源の橋渡しなどのための調整を図り、活動主体間の話し合いを促す「地域公共人材」を充実し、地域での活用を促進することを目的とし、地域公共人材を派遣する。
施策(事業)概要	<ul style="list-style-type: none">・市民活動団体からの地域公共人材の派遣依頼について、希望内容を聴取し、地域公共人材に打診したうえで、市民活動団体、地域公共人材を本市関係者等が立会いのもと引き合わせるなど、円滑な活動につながるよう、丁寧にコーディネートする方法を構築する。・市民活動団体のニーズや抱える課題の掘り起こしを行い、より幅広い地域公共人材が活用されるよう工夫するとともに、より多くの派遣のコーディネートにつなげる。
実績・評価	<p>【平成 28 年度実績】</p> <p><u>派遣件数 22団体 相談件数 96件</u></p> <ul style="list-style-type: none">・22 団体に派遣を実施・市民活動団体（地域活動協議会や NPO 法人など）の申込希望に沿うかたちで支援を展開・地域公共人材が派遣計画を考え、団体とゴールイメージを共有した後、団体の抱える現状を分析・整理し、課題解決に向けてアクションすることで、より具体的な支援ができた。

◆3 つながりが生まれる環境

(1) 各区役所における「人と人とのつながりづくり」の取組

目的	身近な地域の中で、「声かけ」、「見守り」、「助け合い」、「支え合い」によって、生活課題等の解決に取り組む、豊かな地域コミュニティを構築するため。																																																
施策(事業)概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大切さを啓発 区民まつり、区広報紙、区HP など ・ 区によるイベントの実施 校庭の芝生化、区民まつり、文化のつどい など ・ 区による継続的・常設型事業の実施 要援護者見守り（委託）、青少年見守り（委嘱）、ラウンドテーブル など ・ 区による地域への出前講座 防災講座、子育てサロン講座、広報（SNSを含む）講習会 など ・ 地域でのイベントへの補助、情報の収集・広報 防災訓練、運動会、盆踊り、まつり など ・ 地域での継続的・常設型事業への補助、情報の収集・広報 高齢者・子ども等の見守り活動、食事サービス、サロン など 																																																
実績・評価	<p><成果指標と目標値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な地域の中で、「声かけ」、「見守り」、「助け合い」、「支え合い」を実感している区民の割合 ・ 平成29年度までに 50%以上 <p><平成28年度末> 大阪市平均 48.1%</p> <p style="text-align: right;">(単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="320 1317 1412 1664"> <tr> <td>北区</td> <td>都島区</td> <td>福島区</td> <td>此花区</td> <td>中央区</td> <td>西区</td> </tr> <tr> <td>39.3</td> <td>42.3</td> <td>(49.8)</td> <td>40.6</td> <td>32.3</td> <td>(37.6)</td> </tr> <tr> <td>港区</td> <td>大正区</td> <td>天王寺区</td> <td>浪速区</td> <td>西淀川区</td> <td>淀川区</td> </tr> <tr> <td>55.9</td> <td>(67.2)</td> <td>(46.3)</td> <td>38.9</td> <td>50.2</td> <td>46.5</td> </tr> <tr> <td>東淀川区</td> <td>東成区</td> <td>生野区</td> <td>旭区</td> <td>城東区</td> <td>鶴見区</td> </tr> <tr> <td>45.4</td> <td>55.5</td> <td>60.0</td> <td>55.0</td> <td>49.5</td> <td>51.9</td> </tr> <tr> <td>阿倍野区</td> <td>住之江区</td> <td>住吉区</td> <td>東住吉区</td> <td>平野区</td> <td>西成区</td> </tr> <tr> <td>45.0</td> <td>(54.5)</td> <td>38.0</td> <td>58.6</td> <td>60.5</td> <td>48.1</td> </tr> </table> <p>(出典) 豊かな地域社会の形成に向けた区政運営基本方針の成果測定より</p> <p>1 「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」に向けて</p> <p>(1) 豊かなコミュニティの実現</p> <p>⑦ 人と人とのつながりづくりの促進</p> <p>※ () 書きの数値については、アンケートの回答者数が、必要としていた400名に満たないなどの理由により、参考値としている。</p> <p>なお、平均値を算出する際に、参考値は考慮していない。</p>	北区	都島区	福島区	此花区	中央区	西区	39.3	42.3	(49.8)	40.6	32.3	(37.6)	港区	大正区	天王寺区	浪速区	西淀川区	淀川区	55.9	(67.2)	(46.3)	38.9	50.2	46.5	東淀川区	東成区	生野区	旭区	城東区	鶴見区	45.4	55.5	60.0	55.0	49.5	51.9	阿倍野区	住之江区	住吉区	東住吉区	平野区	西成区	45.0	(54.5)	38.0	58.6	60.5	48.1
北区	都島区	福島区	此花区	中央区	西区																																												
39.3	42.3	(49.8)	40.6	32.3	(37.6)																																												
港区	大正区	天王寺区	浪速区	西淀川区	淀川区																																												
55.9	(67.2)	(46.3)	38.9	50.2	46.5																																												
東淀川区	東成区	生野区	旭区	城東区	鶴見区																																												
45.4	55.5	60.0	55.0	49.5	51.9																																												
阿倍野区	住之江区	住吉区	東住吉区	平野区	西成区																																												
45.0	(54.5)	38.0	58.6	60.5	48.1																																												

(2) 地域活動協議会の形成・運営支援 【再掲】

目的	市民による自律的な地域運営の実現
施策(事業) 概要	<p>1 形成状況</p> <p>(1) 意義</p> <p>校区等地域を単位として、地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な市民活動団体が幅広く参画し、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど様々な分野において、地域課題に対応するとともに地域のまちづくりを推進することを目的として形成された連合組織</p> <p>(2) 認定要件（補助金交付にあたって区長が認定）</p> <p>ア 防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境及び文化・スポーツの分野において、広く住民全般を対象として市民活動を包括的に行うことを目的としていること。</p> <p>イ 地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な市民活動団体が参画しており、また、参画する機会が保障されていること。</p> <p>ウ 校区等地域におけるアに記載する市民活動を行う唯一の組織であって、当該市民活動を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること。</p> <p>エ 事業計画などの活動内容を自ら企画立案し、実践していること。</p> <p>オ 総会その他の議決機関の構成員の選任、事業計画等運営上の重要な事項の議決機関による決定など組織や事業の運営が民主的に行われ、その透明性が校区等地域内の住民全体に確保されていること。</p> <p>カ 次に掲げる活動をしていないこと。</p> <p>(ア) 営利を目的とする活動</p> <p>(イ) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動</p> <p>(ウ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動</p> <p>(エ) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動</p> <p>2 支援</p> <p>(1) 地域活動協議会補助金</p> <p>ア 活動費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動協議会のもとで行われる公益性のある活動に対する補助については、その活動の公益性や使途、成果をチェックすることを前提に、活動内容を限定せずに補助限度額を提示し、具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねることとする。 ・市(区)は公益上の必要性をチェックのうえ補助 ・区長は、「防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツ、その他区長が必要と考える分野」から、校区等地域の実情に応じて、指定分野を決定する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・区長が校区等地域ごとに指定する分野は、必ず活動を実施しなければならない。 (具体的な活動内容は地域の裁量) ・補助率は50% (補助限度額は、区長が予算の範囲内で決定) <p>イ 運営費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動協議会の運営経費(物件費や事務局の人件費)を対象として補助。詳細は各区要綱で規定 ・補助率は100% (活動費補助金の交付額に応じて補助限度額あり) <p>ウ 平成29年度補助金予算額 758,343,000円</p> <p>(2) 中間支援組織による支援 (新たな地域コミュニティ支援事業)</p> <p>ア 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活力ある地域社会づくりに向けて、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、校区等地域におけるさまざまな地域課題に取り組めるよう、中間支援組織を活用し、自律的な地域運営の仕組みづくりを支援 ・それぞれの区において、地域実情に応じた中間支援組織に委託し、区からの密接な指示命令系統のもと、各地域活動協議会の状況に応じた効率的かつ効果的な支援を実施 (東淀川区及び旭区は非常勤嘱託 (地域づくりアドバイザー)) <p>イ 支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動協議会の形成支援 ・地域活動協議会の自律運営にかかる支援
実績・評価	<p>1 形成数 325地域 (平成28年4月1日現在)</p> <p>2 構成団体の状況 地域活動協議会1つ当たりの団体数 (平均) 全構成団体数 22.80 (内訳) 地域団体等(P T A除く) 20.32 / P T A 1.27 / NPO 等非営利団体 0.17 学校・福祉施設等 0.74 / 企業・事業者等 0.31 (新たな地域コミュニティ支援事業事業者評価 (28年度中間) (東淀川区除く))</p> <p>3 広報媒体の状況 実施している地域活動協議会数 (308地域活動協議会中) 掲示板 307 / 広報紙等 225 ホームページ 67 / ブログ 56 / フェイスブック 102 / ツイッター 7 (新たな地域コミュニティ支援事業事業者評価 (28年度中間) (東淀川区除く))</p>

(3) 市民活動の場の提供のあり方の整理

目的	住民同士のつながりづくり、コミュニティの振興に向けた市民活動の拠点となる施設に関して本市が今後実施していくべき施策について、地域における当該市民活動の実態、今日的な行政の関与の在り方等を踏まえた上で、今後の本市の財政状況も見据えて最適化する観点から、その方向性を取りまとめる。
施策(事業)概要	<p>1 対象施設</p> <p>区レベル（区役所附設会館）、小学校区レベル（地域集会所・老人憩の家）、単位町会レベルのすべてのレベルにおける住民同士のつながりづくり、コミュニティの振興に向けた市民活動の拠点となる施設を対象とする。</p> <p>2 進め方</p> <p>◆第一層に関すること</p> <p>①各区における自治会等の活動の把握結果の集約（6月中旬まで）</p> <p>②自治会等の活動の実態検証（7月ごろ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会等の活動の必要な場（施設）への支援のあり方検討及びとりまとめ（既存施策・事業の見直し、新たな施策・事業の検討など） ・自治会等の活動に向けた、各区による支援策の集約及び24区での情報共有（随時） <p>◆第二層以上に関すること</p> <p>①地域集会所、老人憩の家をはじめとした既存施策の課題抽出（集会所及び憩については、すでに実施している施設管理者向けアンケート結果の分析などにより対応。5月末ごろ）</p> <p>②支援策の検討（平成30年度予算要求に向けて）</p> <p>3 検討体制</p> <p>市民局及び区長会議</p>
実績・評価	—

(4) 活動主体間の連携促進（相談窓口、業務間連携等による情報を踏まえた「交流の場」の設置等）

目的	市民、市民活動団体、企業など多様な主体が連携し、公共の担い手として市民活動、社会貢献活動ができるよう、活動を進めるうえで他の団体や企業と連携・協働を進めやすい環境を整えるために実施
施策(事業)概要	<p>1 交流の場づくり及び運営</p> <p>活動主体間の協働の取組を生み出すために、企業・市民活動団体等の交流の場「企業・NPO“異次元”交流ライブ」の開催、運営を行うとともに、他の活動主体が実施する「交流の場」に関する情報の収集・発信を行う。</p> <p>2 交流のきっかけづくり</p> <p>市民活動に役立つ資源情報の発掘・収集・発信業務で収集・発信した資源等について、市民活動団体や企業等とのマッチングやコーディネートを行い、資源の橋渡しを行うとともに、市民活動団体と企業等との連携協働の取組事例の情報発信を行う。</p>

【平成 28 年度実績】

■結果：「交流の場」の開催 年 12 回開催

■結果：大阪市市民活動総合ポータルサイト上に情報枠を設置し、11月1日から市内各所で開催されている集いの場やラウンドテーブル等の交流会に関する情報を掲載し、センターの来所者や異次元交流ライブの参加者等に周知した。

収集情報件数 年 16 件

2 企業、学校園、NPO などが持つ人材、物品、情報・スキル・ノウハウ、場所、ネットワークなどの様々な社会資源をマッチングした。

また、社会課題の解決となる資源をもった団体等にリサーチ活動を行い、活動概要や強み、課題を明らかにし、最適なマッチングができるよう情報の蓄積に努めた。

資源の橋渡し件数 56 件

提供資源の内訳

資源区分	件数	割合
物品	31	55%
ノウハウ	14	25%
資金	1	2%
人材	9	16%
場所	1	2%
計	56	100%

活動主体同士の連携協働の取組事例について情報発信した件数 5 件

		協働団体名	内容	発信ツール
1	9月号	(株)海翔× にしなり☆こども食堂	出前握り寿司講座	情報誌 COMVO
2	11月号	クラーク記念国際高等学校× (公財)オリックス宮内財団	イベント手伝い	情報誌 COMVO
3	12月号	(株)イーラーニング研究所× NPO 法人 Warabe	Ipad	情報誌 COMVO
4	2月号	学校法人山口学園× (株)バリュー・ザ・ホテル	ブライダルフォト	情報誌 COMVO
5	3月号	SMBC コンシューマーファイナンス(株)× NPO 法人ところ	金銭教育	情報誌 COMVO

(5) ICTの活用による市民の行政参画の拡大

(シビックテック ※) コミュニティの形成支援及び各区との連携)

※CivicTech (シビックテック) …Civic (市民) Tech (=Technology : 技術)

市民自らが ICT 等の新しい技術を活用して地域課題を解決しようとする考え方やその動き

目的	ICTを活用したコミュニティ形成と市民協働の促進による新しい公共の実現(大阪市 ICT 戦略)
施策(事業)概要	ICT の利活用による地域課題解決の取組を進めること、及びシビックテックコミュニティの形成に関わり参画していくことで、これまで行政との関わりが少なかった新たな層の市民の行政参画や市民協働の促進につなげる。
実績・評価	<p>【平成 28 年度までの実績】</p> <p><大阪から考える CivicTech (※) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前から地域課題に直面しその解決策を模索しておられる方々や、スキルを活かして社会貢献したいと考えておられる方々と行政職員など、これまでつながりのなかった様々な立場の人々が ICT を活用した協働の新たな「場」を設けた。平成 28 年度には、まちの課題を IT で解決する「CivicTech (シビックテック)」という活動を進めていく団体の大阪市版として「Code for OSAKA (コードフォーオオサカ)」が立ち上がり、「まちの課題解決」に向け ICT を活用した市民活動の促進の取組に参加した。 ・この協働により、考えもつかなかったようなアイデアや地域課題解決の役に立つアプリやサービス等が生まれることの可能性を実感していただくことができ、拡大し続ける「公共」の担い手の拡大や、その活躍の場の拡大などにつなぐ可能性を見出すことができた。(平成 26 年度から) <p>(成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの方に注目、参加していただき、コミュニティを超えた新たなつながりが生まれた。「地域活動の従事者」や「行政職員」と「IT エンジニア」等 ・取り組みの中でオープンデータ化の必要性が可視化され、「行政組織」が動いた。「犯罪発生情報 (安まちアーカイブ)」のオープンデータ化 ・地域内の情報の「見える化」に対して意識が高まった地域も出てきた。(オープンデータは「行政」だけが取り組むものではない。) <p><マイコミおおさか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT を活用することにより、これまで地域活動に関わりの薄かった方々の行政への関心を高め、市民同士、市民と行政がつながり、日々発生しているさまざまな地域課題等を市民協働で解決するきっかけとなり得るかを検証し、さらにその実現のための課題を明らかにするため、民間の画像投稿サイト「FixMyStreet Japan」(フィックス・マイ・ストリート ジャパン)を活用して、地図情報上に地域課題やその解決に向けた取組み状況等を投稿するトライアル (8 区) と試験運用 (24 区) を実施した。 <p>トライアル：平成 26 年 4 月 14 日から 7 月 31 日 試験運用：平成 27 年 1 月 19 日から 3 月 31 日</p> <p>(結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験運用の結果、現段階においては FMSJ を本格的に運用しても市民とのコミュニケーションや協働につなげるという成果を見込むことは困難と判断し終了した。

(6) 企業との連携拡大

①企業との包括連携協定（3企業）による企業連携、及び、各区における企業連携促進への支援

目的	<p><包括連携協定> 企業と大阪市が、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、市民サービスの向上と地域の活性化を図る。</p>
<p>施策(事業)概要</p> <p>実績・評価</p>	<p><包括連携協定></p> <p>【セブン・イレブン】(平成22年12月15日締結) 市民にとって身近な存在であるコンビニエンス・ストアのセブン-イレブンと大阪市の、地域や暮らしの安心・安全、災害対策、環境問題対策、観光振興、子育て・高齢者支援、市政情報の発信などで相互連携する。</p> <p>【イオン】(平成26年12月11日締結) 大阪市とイオンが緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応する。WAONカードを活用した市民活動の支援等の他、市民の安全及び地域振興、市民活動の推進、男女共同参画及び消費生活、人権尊重の理念の普及その他人権施策、その他、地域の活性化及び市民サービスに関することなど。</p> <p>【大阪シティ信用金庫】(平成28年11月21日締結) 互いの資源を活かした協働による活動を推進し、特に区役所と大阪市内各店舗との緊密な相互連携により、市民サービスの向上及び地域の一層の活性化を図る。1. 区政・市政のPRの他、安全・安心、健康・福祉、社会教育、環境・美化、地域産業の振興及び雇用促進、その他、地域の活性化及び市民サービスに関することなど。</p> <p>※CSR…「企業の社会的責任」(Corporate Social Responsibility) 企業が、日々の経営活動において人権や環境といった社会への配慮に基づき、従業員、消費者、地域社会に対して責任ある行動を行うこと。</p> <p>【平成28年度までの実績】</p> <p><包括連携協定></p> <p>【セブン・イレブン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター掲示依頼 平成22年度 9件 平成23年度 26件 平成24年度 14件 平成25年度 13件 平成26年度 16件 平成27年度 16件 <p>【イオン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WAONカード発行数・寄附金額 <ul style="list-style-type: none"> ・発行枚数実績 28,351枚(平成26年12月～平成29年2月) ・寄附金額(平成26年12月～平成29年2月利用分) 合計 3,325,415円 (26年度71,670円、27年度1,288,170円、28年度1,965,574円) ・その他の連携実績 <ul style="list-style-type: none"> ① イベントスペースの利用 <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度 1件 平成27年度 1件(3日間) 平成28年度 3件(4日間) ② ポスター掲示依頼 <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度 18件(7所属206枚) 平成27年度 50件(17所属1,226枚) 平成28年度 36件(16所属950枚) <p>【大阪シティ信用金庫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター掲示依頼 平成28年度 2件(2所属84枚)

②企業とのクリック募金等（7企業）による企業連携

目的	<p><市民活動のためのクリック募金></p> <p>市民、市民活動団体、企業がともに市民活動をささえるものとして実施する事業への寄附を広く受入れ、寄附を通じた市民、企業等の社会参加、社会貢献活動を支援、促進する。</p>																																																				
施策(事業)概要	<p>・インターネットユーザーが、ホームページ内に掲載される協賛企業等のバナーをクリックするたびに、1クリックにつき3円を協賛企業等がインターネットユーザーに代わって寄附を行う仕組み。寄附をホームページ上で継続的に受入れることができる。</p> <p>・協賛企業等は、本市ホームページと自社ホームページとをリンクし、CSRのとりくみを広く周知することができる。</p> <p>※CSR…「企業の社会的責任」(Corporate Social Responsibility)</p> <p>企業が、日々の経営活動において人権や環境といった社会への配慮に基づき、従業員、消費者、地域社会に対して責任ある行動を行うこと。</p>																																																				
実績・評価	<p>【平成28年度までの実績】</p> <p><クリック募金></p> <p>※協賛企業数 7社 (H29.4.1現在)</p> <table border="1" data-bbox="320 831 1050 1171"> <thead> <tr> <th>企業名</th> <th>掲載日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪市信用金庫</td> <td>21.11.17</td> </tr> <tr> <td>大阪信用金庫</td> <td>21.11.17</td> </tr> <tr> <td>株式会社アルファテクノ</td> <td>21.12.10</td> </tr> <tr> <td>富士ゼロックスシステムサービス株式会社</td> <td>22.2.24</td> </tr> <tr> <td>センコー株式会社</td> <td>23.7.14</td> </tr> <tr> <td>大阪市民共済生活協同組合</td> <td>27.11.1</td> </tr> <tr> <td>リタワークス株式会社</td> <td>28.10.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>※クリック数と寄付額</p> <table border="1" data-bbox="320 1211 1273 1588"> <thead> <tr> <th></th> <th>クリック数</th> <th>寄付額</th> <th>協賛企業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td>10,320</td> <td>30,960円</td> <td>4社</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>70,554</td> <td>211,662円</td> <td>5社</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>172,933</td> <td>518,799円</td> <td>6社</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>172,524</td> <td>517,572円</td> <td>6社</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>212,256</td> <td>625,608円</td> <td>6社</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>226,785</td> <td>648,000円</td> <td>6社</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>226,924</td> <td>594,000円</td> <td>延べ7社(注)</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>305,560</td> <td>693,183円</td> <td>7社</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)平成27年度は協賛終了企業と年度途中の協賛参加企業がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協賛終了企業1社(1か月、3,017クリック、9,000円) ・協賛参加企業1社(5か月、18,818クリック、45,000円) 	企業名	掲載日	大阪市信用金庫	21.11.17	大阪信用金庫	21.11.17	株式会社アルファテクノ	21.12.10	富士ゼロックスシステムサービス株式会社	22.2.24	センコー株式会社	23.7.14	大阪市民共済生活協同組合	27.11.1	リタワークス株式会社	28.10.31		クリック数	寄付額	協賛企業数	平成21年度	10,320	30,960円	4社	平成22年度	70,554	211,662円	5社	平成23年度	172,933	518,799円	6社	平成24年度	172,524	517,572円	6社	平成25年度	212,256	625,608円	6社	平成26年度	226,785	648,000円	6社	平成27年度	226,924	594,000円	延べ7社(注)	平成28年度	305,560	693,183円	7社
企業名	掲載日																																																				
大阪市信用金庫	21.11.17																																																				
大阪信用金庫	21.11.17																																																				
株式会社アルファテクノ	21.12.10																																																				
富士ゼロックスシステムサービス株式会社	22.2.24																																																				
センコー株式会社	23.7.14																																																				
大阪市民共済生活協同組合	27.11.1																																																				
リタワークス株式会社	28.10.31																																																				
	クリック数	寄付額	協賛企業数																																																		
平成21年度	10,320	30,960円	4社																																																		
平成22年度	70,554	211,662円	5社																																																		
平成23年度	172,933	518,799円	6社																																																		
平成24年度	172,524	517,572円	6社																																																		
平成25年度	212,256	625,608円	6社																																																		
平成26年度	226,785	648,000円	6社																																																		
平成27年度	226,924	594,000円	延べ7社(注)																																																		
平成28年度	305,560	693,183円	7社																																																		

(7) 社会的ビジネス化の促進（本市事業の見直し再構築の検討等） 【再掲】

目的	・社会的ビジネス化の促進により、地域課題への対応やニーズに的確に対応した効果的・効率的な事業が運営され、地域でのヒト・モノ・カネ・情報などの資源循環が生まれることを目的とする。
施策(事業)概要	・行政が実施責任を負うべき事務事業について、その担い手の最適化の観点から、コミュニティ・ビジネス (CB) やソーシャル・ビジネス (SB) として実施されるものを「社会的ビジネス」と位置付け、本市が既存の事務事業をもとに再構築した事務事業を委託する。
実績・評価	・平成 28 年度に新たに実施した社会的ビジネス効果が見込まれる事業（6 区 11 事業） ① 中央区；こどもと地域を結ぶ「きずな」活性化事業 ② 西淀川区；地域課題解決型「広報紙きらり☆にしよど」配布事業 ③ 東成区；地域課題解決型広報紙「ひがしなりだより」配布事業（5 事業） 東成区；私たちの街、東成もりあげ隊（たい）事業 ④ 鶴見区；地域課題解決型鶴見区広報紙「広報つるみ」配布事業 ⑤ 住吉区；安心して暮らせる地域づくりに貢献する「広報すみよし」配布業務 ⑥ 西成区；プレーパーク事業

◆ 4 活動状況に応じて適切な地域資源をつなぎあわせる機能

(1) 地域活動協議会の形成・運営支援 【再掲】

目的	市民による自律的な地域運営の実現
施策(事業)概要	<p>1 形成状況</p> <p>(1) 意義</p> <p>校区等地域を単位として、地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な市民活動団体が幅広く参画し、<u>民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど様々な分野</u>において、地域課題に対応するとともに地域のまちづくりを推進することを目的として形成された連合組織</p> <p>(2) 認定要件（補助金交付にあたって区長が認定）</p> <p>ア 防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境及び文化・スポーツの分野において、広く住民全般を対象として市民活動を包括的に行うことを目的としていること。</p> <p>イ 地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な市民活動団体が参画しており、また、参画する機会が保障されていること。</p> <p>ウ 校区等地域におけるアに記載する市民活動を行う唯一の組織であって、当該市民活動を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること。</p> <p>エ 事業計画などの活動内容を自ら企画立案し、実践していること。</p> <p>オ 総会その他の議決機関の構成員の選任、事業計画等運営上の重要な事項の議決機関による決定など組織や事業の運営が民主的に行われ、その透明性が校区等地域内の住民全体に確保されていること。</p> <p>カ 次に掲げる活動をしていないこと。</p> <p>(ア) 営利を目的とする活動</p> <p>(イ) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動</p> <p>(ウ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動</p> <p>(エ) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動</p> <p>2 支援</p> <p>(1) 地域活動協議会補助金</p> <p>ア 活動費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動協議会のもとで行われる公益性のある活動に対する補助については、その活動の公益性や使途、成果をチェックすることを前提に、活動内容を限定せずに補助限度額を提示し、具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねることとする。 ・市(区)は公益上の必要性をチェックのうえ補助 ・区長は、「防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツ、その他区長が必要と考える分野」から、校区等地域の実情に応じて、指定分野を決定する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・区長が校区等地域ごとに指定する分野は、必ず活動を実施しなければならない。 (具体的な活動内容は地域の裁量) ・補助率は50% (補助限度額は、区長が予算の範囲内で決定) <p>イ 運営費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動協議会の運営経費(物件費や事務局の人件費)を対象として補助。詳細は各区要綱で規定 ・補助率は100% (活動費補助金の交付額に応じて補助限度額あり) <p>ウ 平成29年度補助金予算額 758,343,000円</p> <p>(2) 中間支援組織による支援 (新たな地域コミュニティ支援事業)</p> <p>ア 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活力ある地域社会づくりに向けて、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、校区等地域におけるさまざまな地域課題に取り組めるよう、中間支援組織を活用し、自律的な地域運営の仕組みづくりを支援 ・それぞれの区において、地域実情に応じた中間支援組織に委託し、区からの密接な指示命令系統のもと、各地域活動協議会の状況に応じた効率的かつ効果的な支援を実施 (東淀川区及び旭区は非常勤嘱託 (地域づくりアドバイザー)) <p>イ 支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動協議会の形成支援 ・地域活動協議会の自律運営にかかる支援
実績・評価	<p>1 形成数 325地域 (平成28年4月1日現在)</p> <p>2 構成団体の状況 地域活動協議会1つ当たりの団体数 (平均) 全構成団体数 22.80 (内訳) 地域団体等(P T A除く) 20.32 / P T A 1.27 / NPO 等非営利団体 0.17 学校・福祉施設等 0.74 / 企業・事業者等 0.31 (新たな地域コミュニティ支援事業事業者評価 (28年度中間) (東淀川区除く))</p> <p>3 広報媒体の状況 実施している地域活動協議会数 (308地域活動協議会中) 掲示板 307 / 広報紙等 225 ホームページ 67 / ブログ 56 / フェイスブック 102 / ツイッター 7 (新たな地域コミュニティ支援事業事業者評価 (28年度中間) (東淀川区除く))</p>

(2) 市民活動に関する総合相談・情報提供窓口の設置 【再掲】

目的	市民活動を進める誰もが、必要なときに適切な支援を受けることができるよう実施												
施策(事業)概要	<p>1 「常設相談窓口」及び「出張相談窓口」の設置</p> <p><内容></p> <p>①あらゆる市民活動における課題全般に関する相談や問合せに応じ、かつ「市民活動に役立つ資源情報」を活用し、相談内容に応じて課題解決に役立つ各種施策等の情報提供を行うとともにボランティア等の需給調整、事案に応じた適切な相談窓口への紹介を行う。</p> <p>②CB等の起業を志す市民や活動中の事業者などからの相談・問合せに応じ、また、CB事業に関する初期段階のサポート(事業コンセプトづくりプランニングなど)も行う。</p> <p>③CB相談におけるより高度な専門的支援が必要な場合は「CB専門家相談窓口」(後述)につなげる。</p> <p>④継続的な支援が可能となるよう相談カルテを作成し経過の整理を行う。</p> <p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市域で市民活動を行う又は支援する者及び団体 ・大阪市域で活動する企業 <p>2 CB専門相談窓口の設置及び対応</p> <p><内容></p> <p>①総合相談窓口でのCB相談の結果、必要に応じて専門相談を行う。相談の際は適切な資格を有した専門家を対応させる。</p> <p>②専門相談については、相談者の希望によって行うのではなく、本会が必要を見極めて調整を行い、極めて高度な案件などについては、大阪産業創造館、コミュニティビジネス等促進事業等の他のサービスに適切につなげる。</p> <p>③継続的な支援が可能となるよう相談カルテを作成し、経過の整理を行う</p> <p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・CB等の起業を志す市民及び既にCB等を行っている事業者、並びに支援する者及び団体(対象外区あり。) 												
実績・評価	<p>【平成28年度実績】</p> <p>1 「常設相談窓口」及び「出張相談窓口」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設相談窓口 <ul style="list-style-type: none"> 相談件数 312件 相談団体(個人を含む)数 244件 ・出張相談窓口 <ul style="list-style-type: none"> 実施回数 年10回 利用件数 19件 <p>2 CB専門相談窓口</p> <p>実施回数 年25回</p> <p>相談区分内訳</p> <table border="1" data-bbox="376 1805 1249 1895"> <thead> <tr> <th>法人会計</th> <th>組織運営</th> <th>資金獲得</th> <th>登記</th> <th>労務管理</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>6</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>	法人会計	組織運営	資金獲得	登記	労務管理	計	5	6	12	1	1	25
法人会計	組織運営	資金獲得	登記	労務管理	計								
5	6	12	1	1	25								

(3) 地域公共人材派遣による市民活動支援 【再掲】

目的	<ul style="list-style-type: none">・地域における市民活動の振興に向けて、課題抽出、それぞれの強みを活かせる活動主体間の連携・ネットワークづくり、地域や社会の資源の橋渡しなどのための調整を図り、活動主体間の話し合いを促す「地域公共人材」を充実し、地域での活用を促進することを目的とし、地域公共人材を派遣する。
施策(事業)概要	<ul style="list-style-type: none">・市民活動団体からの地域公共人材の派遣依頼について、希望内容を聴取し、地域公共人材に打診したうえで、市民活動団体、地域公共人材を本市関係者等が立会いのもと引き合わせるなど、円滑な活動につながるよう、丁寧にコーディネートする方法を構築する。・市民活動団体のニーズや抱える課題の掘り起こしを行い、より幅広い地域公共人材が活用されるよう工夫するとともに、より多くの派遣のコーディネートにつなげる。
実績・評価	<p>【平成 28 年度実績】</p> <p><u>派遣件数 22団体 相談件数 96件</u></p> <ul style="list-style-type: none">・22 団体に派遣を実施。・市民活動団体（地域活動協議会や NPO 法人など）の申込希望に沿うかたちで支援を展開。・地域公共人材が派遣計画を考え、団体とゴールイメージを共有した後、団体の抱える現状を分析・整理し、課題解決に向けてアクションすることで、より具体的な支援ができた。

◆5 活動が認知、顕彰される環境

(1) 市民活動への助成金事業の運営（企業等からの寄附活用による市民活動支援）【再掲】

目的	市民・企業等からの寄附金を活用して市民活動団体の公益的な活動を支援することで、自律的な市民活動の推進を図る。																																																
施策(事業)概要	<p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市区政推進基金（以下「基金」という。）を活用し、市民活動団体が行う公益的な事業に対して助成。 <p><助成金の交付決定></p> <p>寄附金を活用した助成金の交付は「大阪市市民活動推進事業運営会議（※）」の審査を得て大阪市が決定。</p> <p>※大阪市市民活動推進事業運営会議</p> <p>登録団体の申請や、助成金の交付に関する意見を聴取。</p> <p><助成金総額></p> <ul style="list-style-type: none"> ・470万円（平成29年度予算額） <p><助成限度額></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1事業100万円以内（対象経費総額の50%以内、千円未満切捨て） 																																																
実績・評価	<p>※市民活動推進助成事業への交付実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 度</th> <th colspan="2">交付決定額</th> <th rowspan="2">決算額（円）</th> </tr> <tr> <th>事業数</th> <th>金額（万円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>7</td> <td>280</td> <td>2,797,000</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>8</td> <td>250</td> <td>2,500,000</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>7</td> <td>350</td> <td>3,378,000</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>7</td> <td>317</td> <td>2,855,000</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>4</td> <td>200</td> <td>2,001,000</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>6</td> <td>274</td> <td>2,711,000</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>4</td> <td>231</td> <td>2,207,000</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>8</td> <td>243</td> <td>2,297,000</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>6</td> <td>350</td> <td>3,492,000</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>8</td> <td>458</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			年 度	交付決定額		決算額（円）	事業数	金額（万円）	平成20年度	7	280	2,797,000	平成21年度	8	250	2,500,000	平成22年度	7	350	3,378,000	平成23年度	7	317	2,855,000	平成24年度	4	200	2,001,000	平成25年度	6	274	2,711,000	平成26年度	4	231	2,207,000	平成27年度	8	243	2,297,000	平成28年度	6	350	3,492,000	平成29年度	8	458	
年 度	交付決定額		決算額（円）																																														
	事業数	金額（万円）																																															
平成20年度	7	280	2,797,000																																														
平成21年度	8	250	2,500,000																																														
平成22年度	7	350	3,378,000																																														
平成23年度	7	317	2,855,000																																														
平成24年度	4	200	2,001,000																																														
平成25年度	6	274	2,711,000																																														
平成26年度	4	231	2,207,000																																														
平成27年度	8	243	2,297,000																																														
平成28年度	6	350	3,492,000																																														
平成29年度	8	458																																															

(2) CSOアワード大阪市長賞（市長賞を通じて、活動を認知、顕彰）

目的	大阪市内で実施される優れたCB/SBにスポットを当て、広報に活用することで、より幅広い層の市民に対してCB/SBへの関心を喚起し、様々な分野でのCB/SB化への機運を高める。
施策(事業)概要	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市内に事務所を有する事業者が大阪市内で実施するCB/SBが対象となる。 ・選考にあたっては、地域資源の循環（ヒトや場所、歴史的、文化的遺産などが有効に活用されており地域資源の循環が見込まれるか）、地域団体との連携が見込まれるか、地域住民の共感を得て、多くの協力者や支援者を得られているか、などの視点から、総合的に評価し選考する。 ・受賞団体には、大阪市ホームページなどにおいて「大阪市長賞」として活動内容を紹介するなど、広報面での支援を行う。

実績・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市長賞 2014」 団体名称：特定非営利活動法人 遺族支え愛ネット 事業名称：心のバトンタッチ事業～想いを家族に伝えて生きよう～ ・「大阪市長賞 2015」 団体名称：NPO 法人 西淀川子どもセンター 事業名称：夜間サテライト「いっしょにごはん！食べナイト？」 ・「大阪市長賞 2016」 団体名称：特定非営利活動法人子どもデザイン教室 事業名称：子ども、とりわけ親と暮らせない子どもの『生きる力』を育てるデザイン教育事業
-------	--

(3) 寄付者への感謝状贈呈式（感謝状を通して、社会活動を認知、顕彰）

目的	大阪市域の地域課題・社会課題の解決に取り組む市民活動団体を支援するとともに、寄附に対する感謝の意を表す。
施策(事業)概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区政推進基金（市民活動団体支援型）に、10万円以上の寄附をいただいた方を対象 ・ 贈呈式を行うことで市民活動支援への寄附について感謝の意を表すとともに、広く周知し、より多くの寄附者を募る。
実績・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度 11 者 5,359,368 円 ・ 平成 28 年度 9 者 4,562,116 円